

産医補償第1号
2019年4月8日

一般社団法人 日本周産期・新生児医学会
理事長 金山 尚裕 殿

公益財団法人日本医療機能評価機構
理事・産科医療補償制度事業管理者 鈴木 英明
産科医療補償制度再発防止委員会委員長 木村 正



「第9回 産科医療補償制度 再発防止に関する報告書」に記載されている
「産科医療の質の向上に向けて」「学会・職能団体に対する要望」について（依頼）

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は産科医療補償制度の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2009年1月に発足した産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とそのご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としております。

この度、再発防止委員会において、「第9回 産科医療補償制度 再発防止に関する報告書」を取りまとめ、先般送付させていただきました。

本報告書では、「第3章 テーマに沿った分析」の「原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因が明らかではない、または特定困難とされている事例について」において、学会・職能団体に対する要望を記載しております。つきましては、要望が記載されている「産科医療の質の向上に向けて」の項について、本報告書の抜粋を同封いたしますので、貴会におかれましても取り組んでいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本報告書は、本制度加入分娩機関、関係学会・団体、都道府県、政令指定都市、保健所設置市、および特別区宛にも送付しておりますことを申し添えます。

今後とも、産科医療補償制度につきまして、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。末筆ながら、今後益々のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

第9回産科医療補償制度再発防止に関する報告書

第3章 IV. 原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因が明らかではない、または特定困難とされている事例について より抜粋

7. 産科医療の質の向上に向けて

1) 学会・職能団体に対する要望

原因分析報告書において「脳性麻痺発症の主たる原因が明らかではない、または特定困難とされている事例」について、脳性麻痺発症への関与が推測される事象が認められる事例と、脳性麻痺発症への関与が推測される事象が認められない事例に分けた。さらに、前者については、「妊娠期・分娩期の発症が推測される事例」(A群)、「新生児期の発症が推測される事例」(B群)、後者については、「脳性麻痺発症の原因は不明である事例」(C群)、「先天性要因の可能性があるまたは可能性が否定できない事例」(D群)の4群に分け、「脳性麻痺発症の主たる原因が明らかであるとされている事例」(O群)と比較して分析した。その分析結果は、図3-IV-1、表3-IV-1～3のとおりであり、急速遂娩実施なし、および出生時の児に酸血症、仮死がない事例であっても脳性麻痺を発症している事例が一定数あることから、脳性麻痺発症の原因解明のための研究の視点が浮かび上がってきたと考えられる。今後、それらの事例に関して、研究を促進することが望まれる。

2) 国・地方自治体に対する要望

急速遂娩実施なし、および出生時の児に酸血症、仮死がなくとも脳性麻痺を発症している事例に関する研究の促進、および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。